

建設工事受注者各位

妙高市長 入 村 明
(担当課 : 財務課)

中間前払金制度の実施について

公共事業受注者の資金調達の円滑化を図るため、平成20年12月に前払金の請求対象範囲を拡大したところですが、追加対策として建設工事において下記のとおり「中間前払金制度」を実施することとします。

記

1. 制度の概要

建設工事の請負者が、当初の前払金（請負金額の4割）に加え、工期半ばで請負金額の2割を追加して受け取ることができるものです。ただし、請求時に前払金請求同様、保証会社の保証が必要となります。

2. 対象工事

請負金額が50万円以上の工事が対象です。

3. 支払要件

次の要件を全て満たしている場合に請求することができます。

前払金請求を行っていること

工期の2分の1を経過していること

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること

工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

4. 手続きの流れ

請負者が中間前払金認定請求書・履行状況報告書を発注者（監督員）に提出する

発注者（監督員）が内容を確認し支払要件を満たしていると認めた場合、請負者に認定調書を交付する

請負者は、認定調書を添えて保証会社に中間前払金保証の申込みをする

請負者は、保証証書を添えて中間前払金請求書を発注者（監督員）に提出する

発注者は、請求書を受領後14日以内に中間前払金を請負者に支払う

5．提出書類

中間前払金請求には次の書類が必要です

中間前払金認定請求書

履行状況報告書

提出書類は、市ホームページからダウンロードできます

6．その他

この制度は、平成21年4月1日以降契約を締結する建設工事を対象とします。

ただし、平成20年度に契約を締結した建設工事で、平成21年度に継続又は繰越した工事については、対象とします。